

令和7年度山形地方最低賃金審議会
第2回山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会議事要旨

1 日 時 令和7年10月6日（月）午後3時57分～午後5時09分

2 場 所 山形労働局大会議室（山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階）

3 出席者 委員8名

公益 押野委員、コーエンズ委員

労働者側 安喰委員、柿崎委員、佐藤委員

使用者側 大泉委員、高橋委員、仁藤委員

【欠席】 公益・本間委員

（事務局） 松岡労働基準部長、門脇賃金室長、今野賃金室長補佐、高橋事務官

4 議 題

（1）山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について

（2）その他

5 議事要旨

（1）各側から特定最低賃金改正に係る考え方について主張があり金額提示も行われた。

労働者側からは、配布資料をもとに経済・物価情勢の展望、骨太方針2025、有効求人倍率等の説明を行った上で、電気産業は日本の主要産業であること、人手不足の中で産業の魅力を高め、優秀な人材の確保、定着を図ること等の観点から、産業にふさわしい最低賃金の引上げを行う必要があるとの主張があった。その上で、連合が試算しているリビングウェイジにおいて山形県は1,150円とされており、現行額の996円と大きな乖離があることや山形県の他の特定最低賃金との格差改善等を総合的に踏まえて引上げ額を提示した。

使用者側からは、県内製造業の業況判断D Iは前回調査から改善が見られない状況であること、原材料高止まり、エネルギーの価格が高止まりとなっておりコスト増加によって企業経営を圧迫していること、県内の多くの中小零細企業は下請け、さらには孫請けの形態であり労務費等の価格転嫁の交渉が進んでいない等の主張があった。

その後、公労、公使の個別協議において、各側から金額提示があった。

【労働者側】

引上げ額91円、引上げ率9.14%、改正金額1,087円

【使用者側】

引上げ額40円、引上げ率4.02%、改正金額1,036円

（2）次回開催は、令和7年10月14日（火）午前10時。